

林業公社会計基準に基づく森林資産の評価

1 林業公社会計基準制定の経過

- ・ 全国の林業公社が多額の債務を抱える中、国・府県代表で構成された「林業公社の経営対策等に関する検討会」報告（H21.6）において、林業公社に対し、公益法人会計基準の早期適用と林業の特殊性を踏まえた森林資産の適正な評価の検討を行い、その上で、土地所有者等へ適切な情報開示を行うことが求められた。

2 会計基準の特色

- ・ 事業の経営成績を明瞭に表示
- ・ 利害関係者に対してわかりやすい形で会計情報を開示
- ・ 森林資産の固有な会計処理

3 森林資産の固有の会計処理

（1）森林資産の会計上の性質

- ・ 森林資産は、社会基盤資産であり、固定資産に属する。
- ・ 森林資産は、主伐が決定した時点（主伐年度）において販売用資産となり、固定資産から流動資産に振り替え、時価評価を行う。

（2）森林資産の減損処理（①、②の場合に減損処理を行う）

- ①災害、火採、獣被害等によりその公益的機能が著しく低下した場合
- ②主伐時期に応じた一定の林齢（主伐の5年前）に達した森林資産の時価が、簿価から概ね50%を超えて下落した場合

（3）森林資産情報の注記による開示

- ・ 森林資産情報を適時、適確に提供し、リスク対策に早期に取り組む観点から、森林資産の現時点での回収能力を「回収能力見込額※」として決算書に注記する。

※「回収能力見込額」の算定方法

- ・ 標準伐期齢（※）未満は簿価、標準伐期齢以上は時価で算定
（※） δ の場合…奥越地域は45年、その他の地域は40年
- ・ 時価については、現時点の丸太市場価格（過去5年平均）を基に算出した将来の立木販売収入に、補助金収入を加えた額から、今後の直接事業費及び分収交付金を控除した額を現在価値に割り戻して算定

4 会計基準の適用時期

- ・ 平成23年4月1日以降開始事業年度から適用